

住民税非課税世帯応援 給付金事業のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯応援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

村が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象となる世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

※ 令和5年6月26日現在の村の課税情報より対象世帯へ申請書類を送付します。

※ 世帯員全員が非課税であっても、市町村民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は、対象外となります。

村から送付された「**支給要件確認書**」又は「**申請書**」に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に返送（提出）してください。

提出期限：令和6年1月31日（水）

詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き ※書類を提出しなければ給付金を受け取れません。

○ 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

● 支給要件確認書

必要事項を記入して、添付書類(※)と一緒に返送（提出）してください。

※ 添付書類（下記の場合のみ添付してください。）

- ・ 確認書に記載されている口座情報から、振込口座を変更する場合
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)を確認できる書類
（通帳やキャッシュカードの写し等の口座番号が確認できる書類）
- ・ 口座変更、代理申請、代理受給を行う場合
申請者本人(代理人)確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等の本人確認できる書類）



○ 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

（一人でも課税されている方がいる場合は支給対象外となりますので、その場合は提出不要です。）

● 申請書

必要事項を記入して、添付書類(※)と一緒に返送（提出）してください。

※ 添付書類（全て添付してください）

- ・ 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等の本人確認できる書類）
- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる書類
（通帳やキャッシュカードの写し等の口座番号が確認できる書類）
- ・ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）

なお、添付書類の請求等は原則申請者の方が行うものとし、添付書類の発行等に係る手数料等は申請者の方の自己負担となります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください！



提出書類の内容の確認のため、自宅や職場へ村職員が電話をさせていただく
場合がございますが、電話でATMの操作などをお願いすることは絶対にありません。

お問い合わせ、申請書類提出先

鮭川村健康福祉課 福祉係

☎0233-55-2111（内線139）

受付時間 8：30 ～ 17：15（平日のみ）